

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

45/3/27

紅
鵝
洋
菊
子
後
女
一
母
女
一

No. 2

の 沖縄の復帰準備に關する日米書簡	支稿は、ノルマニ。	沖縄の復帰準備に關する日米書簡
備の進め方とし、	備の進め方とし、	備の進め方とし、
(一) 書簡交換の経緯と沖縄の準備	（二）沖縄返還の決定と沖縄の準備	（三）沖縄返還の決定と沖縄の準備
大臣とノルマニ大統領との会談の結果、	大臣とノルマニ大統領との会談の結果、	大臣とノルマニ大統領との会談の結果、
九七年中、核抜き本と並べて、	九七年十一月、ワシントンにて、	九七年十一月、ワシントンにて、
の施政綱領の基本的大綱	準備	準備

時の法合

No. 1

序言	序言	序言
三月三日外務省に於ける愛知外務大臣とマイヤー駐日米国大使との間で、沖縄の復帰準備に關する日米書簡	三月三日外務省に於ける愛知外務大臣とマイヤー駐日米国大使との間で、沖縄の復帰準備に關する日米書簡	三月三日外務省に於ける愛知外務大臣とマイヤー駐日米国大使との間で、沖縄の復帰準備に關する日米書簡
文稿公文の全文化、手稿末尾に掲載のとおり、以下二の書簡を交換するに至つて、	文稿公文の全文化、手稿末尾に掲載のとおり、以下二の書簡を交換するに至つて、	文稿公文の全文化、手稿末尾に掲載のとおり、以下二の書簡を交換するに至つて、
七、経緯、交換公文の概要書上り今後の復帰準備	七、経緯、交換公文の概要書上り今後の復帰準備	七、経緯、交換公文の概要書上り今後の復帰準備

時の法合

No. 1	三 缓 9 復帰準備 1 全力 7 尽 7 8 9 信念 8 決意
2	支那明 1 2 11 3 6
3	一方 三 缓 11 日米兩 政府間の交渉を通じて 11 3 6
4	施政権返還 9 たまの取扱いが不作成 太田 11 3 6
5	支那 2 9 同上、依然 7 1 2 米国 7 施政権下
6	支那 政府 11 3 6 三 缓 9 施政権 11 関 7 3 6 三 缓 11 3 6
7	支那 政府 有 3 0 し せか 7 2 11 3 6 中国 7 施政権下
8	支那 政府 1 2 行 仁 7 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下
9	支那 政府 1 2 復帰準備 11 3 6 中国 7 施政権下
10	支那 政府 1 2 11 3 6 了解 7 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下
11	支那 政府 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下
12	支那 政府 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下
13	支那 政府 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下
14	支那 政府 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下
15	支那 政府 1 2 11 3 6 中国 7 施政権下

時の法

時の法

No.

時の法令

N

于米國政府	今後の沖縄施策	小於方の復
帰還備心財	ノミテノ方を漫送セ	ニシテ最
善道ニ高	アヨ申元人ニアヨ	
(二) 應歸	津浦幸施律制ハシヒ書尚交換	
以	上ナ大ノ公見地カシ、前述ナ佐薩ニシテ	
ノ会談	ハリニモ、兩首腦ハ沖縄ノ復帰津浦	
備	議題ノ複雜性ヲ認ム、ハ日米兩	
國政府ハ、	冲縄ノ財ニシテ施政权ハ、同謂	
政府ハ移轉	ハルノ下シテ、ノ長官ハ必要在諸	
署置ニシテ	署置ハ行在、協力ナシ	

時 の 法 令

No.

8

会の機能	大旨は、 準備委員会の設置によ	前文の如きに依る。	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件
会の機能	大旨は、 準備委員会の設置によ	前文の如きに依る。	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件
会の機能	大旨は、 準備委員会の設置によ	前文の如きに依る。	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件
会の機能	大旨は、 準備委員会の設置によ	前文の如きに依る。	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件
会の機能	大旨は、 準備委員会の設置によ	前文の如きに依る。	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件	同上。	記一、(二)の如きに依る。	日本米開港の件	前文の如きに依る。	日本米開港の件

時の法合

No.

7

二、交換公文の概要	本件交換公文の大意は、 前回より駆日米國大使と 協議する事。	一、外國政府の交換公文の最終的成 果を得て、至	二、外國政府の交換公文 の確認を了したが外 交大臣は、 三月三日外務省 に到着したところ、 双方	九、後兩國政府の間 の交換公文の組合 によ
二、交換公文の概要	本件交換公文の大意は、 前回より駆日米國大使と 協議する事。	一、外國政府の交換公文の最終的成 果を得て、至	二、外國政府の交換公文 の確認を了したが外 交大臣は、 三月三日外務省 に到着したところ、 双方	九、後兩國政府の間 の交換公文の組合 によ
二、交換公文の概要	本件交換公文の大意は、 前回より駆日米國大使と 協議する事。	一、外國政府の交換公文の最終的成 果を得て、至	二、外國政府の交換公文 の確認を了したが外 交大臣は、 三月三日外務省 に到着したところ、 双方	九、後兩國政府の間 の交換公文の組合 によ
二、交換公文の概要	本件交換公文の大意は、 前回より駆日米國大使と 協議する事。	一、外國政府の交換公文の最終的成 果を得て、至	二、外國政府の交換公文 の確認を了したが外 交大臣は、 三月三日外務省 に到着したところ、 双方	九、後兩國政府の間 の交換公文の組合 によ
二、交換公文の概要	本件交換公文の大意は、 前回より駆日米國大使と 協議する事。	一、外國政府の交換公文の最終的成 果を得て、至	二、外國政府の交換公文 の確認を了したが外 交大臣は、 三月三日外務省 に到着したところ、 双方	九、後兩國政府の間 の交換公文の組合 によ

時の法合

時 の 法 令

(1)	準備委員會構成	設置	備成公法	準備委員會設置
次	9	11	13	13
之	之	之	之	之
構	構	構	構	構
成	成	成	成	成

時 の 法 令

時の法

時 の 法

時の法金

時 の 法

時事の法右

時 の 法 令

No. 20

沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題

時 の 法 合

No. 19

沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題
沖縄復帰の問題	社会的問題	政治的問題	経済的問題	文化的問題	社会問題	政治問題	経済問題	文化問題

時 の 法 合

時の法令

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

時 の 法 令

No. 24

當時の法令

No. 2

時の法令

全体として左藤.=ラシ.共同声明,
支那の事実的な解説による
条約等と生ずる問題とするべき
は存在せず、準備委員会主席の
顧問としての参加し得る。これに
つての解説(p. 16~18)は少々冗長
であるが、それは(?)満洲にてした。

4自未25行目

「乞の同意乞之」は「乞の3箇年の下に」程度及
び「意印」等を以て。現地の「復讐洋服施華ルは」後出の
現地の「復讐洋服施華」は、開港場のものもあり、或へて
「開港場の「同意」を要するには決戻が1年す
る（或は「沖縄にてして」の意）未いからんとする
2、他方「同意」の場合は、その限りで施華外被
の令寄也遠かあつ瓦みかといひ或論を諸幕正至
くも張り下す、延々其の元に安定期

外
務
省

262-6094
(KDNM-442)

長譯約條

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

時令法(四月二十三日)。此獨裁之草稿。

冲繩の後歸平陽

四三二七

因向松制局上行便携，而以之為古件，繫稿
印書局印四月三日

(清節四月三日)

卷之三

六
總